

# 参考資料

- ・インフラに関するデータベース化の取組
- ・インフラに関する新技術開発に向けた取組

# 農地台帳及び全国農地ナビについて(3月16日国と地方のシステムWG提出資料)

- 農地台帳は、農地の権利移動の許可業務等を適切に行うため、農業委員会が管内の農地情報を一筆毎に記録する台帳。
- 農業委員会は、農地法により、農地台帳の電子化と公表を義務付けられており、その情報を全国一元的に公開する農地情報公開システム(全国農地ナビ)において、約4,200万筆の農地情報が公表されているところ。

## 農業委員会

- 農地所有者等からの申請・届出等により、農地の権利関係や利用状況、所有者の意向などを調査・把握し、農地台帳に記録。



## 農地台帳の主な記録事項

- 所有者等の氏名・名称、住所
- 農地の所在・地番、地目、面積
- 賃借権等の権利の種類と存続期間、借賃等の額
- 遊休農地に関する措置の実施状況(遊休農地かどうか)
- 所有者の農地の賃貸等に関する意向
- 農振法や都市計画法の地域区分
- 農地中間管理機構による権利取得や転賃の状況



※ 農業委員会に対して、農地台帳等の電子化と公表を義務付け(農地法第52条の2及び第52条の3)

## 全国農地ナビ



農地台帳に基づく農地情報を全国一元的に公開。

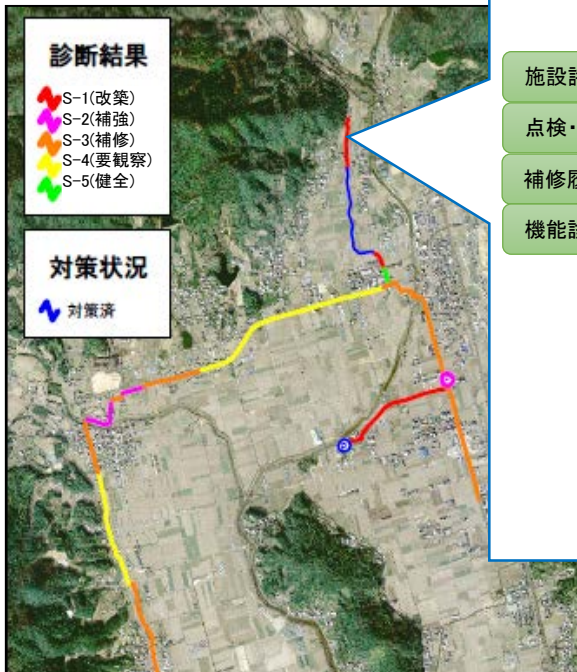


規模拡大や新規参入を検討する農地の受け手や行政機関等、誰でも無料で閲覧可能。

※下線部を除く事項について、インターネット上で公表。

- GISを活用し、農業水利ストック情報データベースに登録されている国営造成施設の諸元、機能診断や点検整備結果等の情報を可視化し、情報プラットフォームに提供。(※ 国営造成農業水利施設の情報のGIS化を平成26年度から28年度で実施)
- 情報プラットフォームを通じて地方公共団体や管理者である土地改良区等に情報を共有し、突発事故や災害時における初動対応をGISを活用して迅速に行うことや、対策箇所 の優先順位の検討等に活用。
- 県営造成施設の情報のGIS化を支援する補助事業を平成29年度に創設。

## 地理情報システム (GIS)

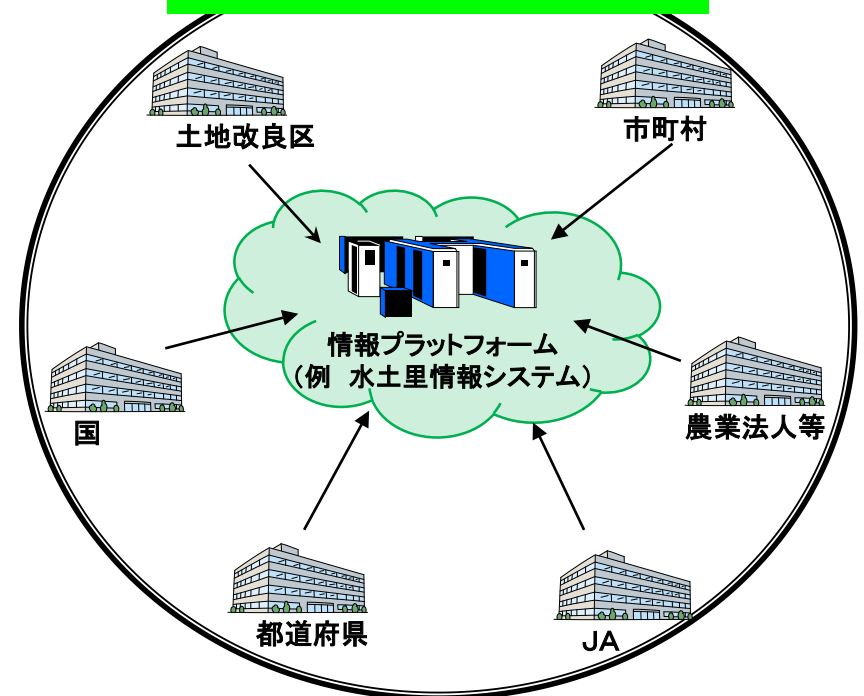


**施設情報**

- 施設諸元(名称、事業名、延長、構造、規格等)
- 点検・整備(点検日、点検内容、点検費用等)
- 補修履歴(補修内容、補修費用、採用工法、選定理由等)
- 機能診断(健全度評価、劣化要因等)

**施設写真**

## GIS化された施設情報の共有



※ 利用に当たっては、利用契約の締結が必要。利用料は管理運用に充当。

日常管理、対策箇所の優先順位の検討等に活用

# 森林GISについて(3月6日国と地方のシステムWG提出資料)

- 高度成長期以降、集中的に整備されたインフラの老朽化が一層進むことが見込まれており、財政状況が厳しい中、既存施設の機能を維持していくためには、老朽化した施設の計画的な保全対策が必要。
- 施設の情報が記載された林道台帳は紙ベースで保管されているものや整備時期によって用語が異なるものがあるなど、情報の集計作業に多大な労力を要する場合もある。
- そのため、施設の位置情報も含めた情報の電子化を進めることにより、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な保全対策に活用していく必要がある。

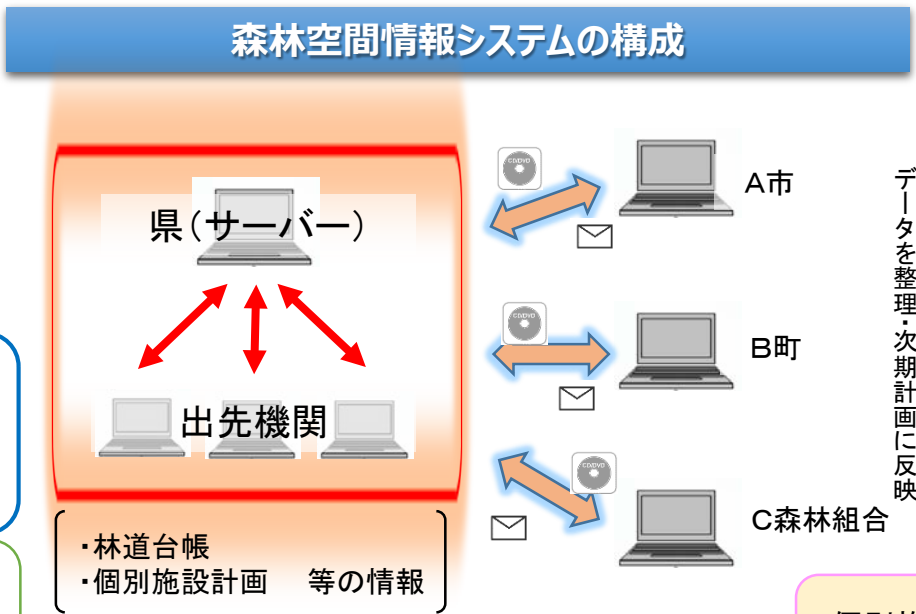
## 【インフラ情報の電子化の取組事例】

長崎県では、県が主体となり林道台帳等の情報を森林空間情報システムによりデータベース化するとともに、県と出先機関で情報をネットワーク化。また、市町村、森林組合に対しても情報を共有。

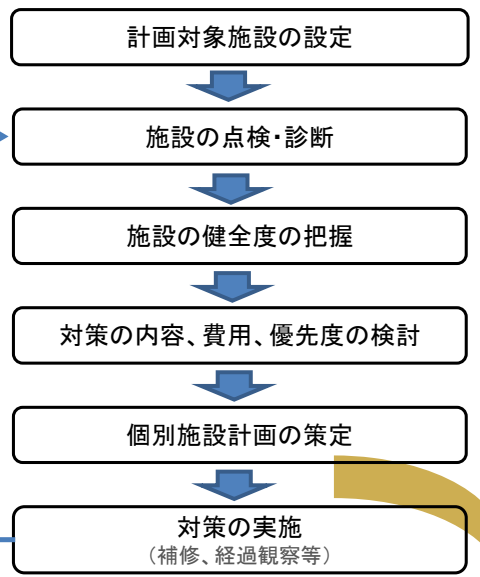


- ・施設諸元  
(路線名、延長、規格・構造、開設時期等)
- ・点検診断  
(点検日、調査結果、健全性の診断結果等)
- ・保全計画の内容  
(計画期間、対策費用、管理方法等)

- ・タブレットPCでシステム利用が可能
- ・施設情報を座標値を持ったデジタルデータとして反映可能。
- ・ネットワークに接続したPCへの情報反映が正確かつ容易に可能。



計画策定及び対策の実施に係る流れ



個別施設計画の内容を森林空間情報システムでデータベース化

個々の取組を他に共有することで横展開を図り、インフラ情報の電子化・データベース化を通じた情報共有の取組を促進